

綾部市サテライトオフィス支援補助金

綾部市は、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして普及の進む、テレワークによるオフィスの分散と多様な働き方を推進するため、市内に新たに事務所を設置された事業者
に、**賃料**（地代を除く）の一部を補助します。

▶補助対象者

令和3年4月1日から令和4年3月10日までの間に賃貸借契約により
自社の本拠とは別に、市内に新たな事務所を設ける事業者

▶補助対象・金額

月額払いのもの

- ・補助対象者が市内で借りる**事務所の建物質料（最大6か月分）**（※）
- ・月額賃料の**10／10（1か月あたりの上限額：8万円）**
※賃貸借契約書等に定められた事務所の賃料（共益費及び管理費を含む。敷金・礼金・
駐車場等の地代、消費税及び消費税相当額は含みません）
※実績報告の提出期限までに賃貸借契約を締結し、**支払済**となった賃料に限ります

▶申請・交付の流れ

①市へ申請書（様式第1号）を提出

受付期間：令和3年4月23日（金曜日）から**令和4年3月10日**（木曜日）まで
※原則、開設前に申請してください（事情がある場合には個別にご相談ください）。

②市が交付または不交付を決定し、通知

③家賃の支払い

④市へ実績報告書兼請求書（様式第4号）を提出

提出期限：下記①または②のいずれか早い日

- ①6か月分の家賃を支払い終えてから1か月以内
- ②令和4年3月15日（火曜日）

⑤市が補助金を交付

※①と④に必要な添付書類等は裏面をご確認ください

※変更や中止をすることになった場合は、変更（中止）承認申請書（様式第3号）を
提出してください

▶申請時に必要な書類（様式は市ホームページからダウンロードできます）

 交付申請書（様式第1号）

●必要事項を記入して、下記の添付書類とあわせてご提出ください。

 登記事項証明書（法人）または開業届（個人事業主）の写し 申請物件の賃料、間取りが確認できる書類 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）

▶実績報告時に必要な書類（様式は市ホームページからダウンロードできます）

 実績報告書兼請求書（様式第4号）

●**申請者と賃貸借契約者、補助金の振込先口座の名義が同一**であることを確認してください（名義が異なる場合には原則、補助金を振り込めません）。

 賃貸借契約書の写し

●賃借物件と賃料が確認できるものを提出してください。

・賃料に含むもの：共益費・管理費

・賃料に含まないもの：敷金・礼金、駐車場代などの地代、消費税相当額

●契約書だけでは地代や消費税額等が確認できない場合は、貸主の押印のある家賃証明（様式任意）も添付して、消費税額を含まない建物分だけの家賃額を示してください。

 賃料の支払いが確認できる書類の写し

●引き落とし口座の通帳の該当部分や領収書などをご提出ください。

 口座番号と口座名義（カタカナ）の確認できる書類の写し

●通帳の表紙裏などをご提出ください。

 写真（開設後の事務所の外観、内観が確認できるもの）

▶提出・問い合わせ先

綾部市商工労政課 〒623-8501 綾部市若竹町8-1

・電話：42-4263（平日：午前8時30分～午後5時15分）

・メール：sykorosei@city.ayabe.lg.jp